

(趣旨)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)の規定に基づき、いじめの防止等のための対策に関し、市等の責務及び役割を明らかにし、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 法第2条第1項に規定するいじめをいう。
- (2) いじめの防止等 いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
- (3) 基本理念 法第3条の基本理念をいう。
- (4) 市民 市内に居住する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (5) 学校 法第2条第2項に規定する学校をいう。
- (6) 保護者 法第2条第4項に規定する保護者をいう。
- (7) 重大事態 法第28条第1項に規定する重大事態をいう。

(市の責務)

- 第3条 市は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、施策を策定し、及び実施する。
- 2 市は、いじめの防止等のための対策を推進するため、いじめの防止等に関する機関、団体及び地域団体(次項において「機関等」という。)との連携を図るものとする。
  - 3 市は、いじめの防止等のため、機関等と連携し、児童又は生徒(以下「児童生徒」という。)の健全育成に係る事業の充実に努めるものとする。
  - 4 市は、いじめの防止等のための啓発活動を行い、市民のいじめの防止等に関わる意識の高揚を図るものとする。
  - 5 市は、いじめに関する相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講じるものとする。
  - 6 市は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(学校及び学校の教職員の責務)

- 第4条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童生徒の保護者、市民、市児童相談所その他の関係者との連携を図るものとする。
- 2 学校及び学校の教職員は、学校全体でいじめの防止等に取り組むとともに、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

(保護者の責務等)

- 第5条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 2 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童生徒をいじめから保護するものとする。
  - 3 保護者は、市及びその保護する児童生徒が在籍する学校が講じるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
  - 4 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する市及び学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(児童生徒の役割)

- 第6条 児童生徒は、いじめを行ってはならない。
- 2 児童生徒は、互いの人格を尊重するよう努めるものとする。
  - 3 児童生徒は、いじめの防止等の取組について主体的に考え、積極的にその活動に努めるものとする。

(市民及び地域団体の役割)

- 第7条 市民及び地域団体は、地域において、児童生徒の見守りその他児童生徒が心身ともに健全に過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。
- 2 市民及び地域団体は、市及び学校が講じるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- (さいたま市いじめ防止基本方針)

- 第8条 市は、法第12条の規定により、市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、さいたま市いじめ防止基本方針(以下「いじめ防止基本方針」という。)を定める。
- 2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
    - (1) いじめの防止等のための対策の具体的な方針に関する事項
    - (2) いじめの防止等に係る学校及び児童生徒の組織に関する事項
    - (3) いじめの早期発見及び適切かつ迅速な対応に関する事項

- (4) 重大事態への対処に関する事項
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、いじめの防止等のための対策に関する重要事項
  - 3 市は、いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
  - 4 市は、いじめの防止等のためのより実効性の高い取組を実施するため、いじめ防止基本方針が、市の実情に即して機能しているかを点検し、必要があると認めるときは、これを見直すものとする。  
(さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク)
- 第9条 市は、法第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク(以下この条において「ネットワーク」という。)を設置する。
- 2 ネットワークは、次に掲げる事項について協議する。
    - (1) いじめの防止等に関する関係団体等の連携
    - (2) 市が実施するいじめの防止等に関する取組の推進及び啓発
    - (3) いじめ防止基本方針に定める内容の点検及び見直しに係る意見聴取
    - (4) 市が実施するいじめの防止等に関する施策に対する専門的な見地からの助言
  - 3 ネットワークは、委員30人以内をもって組織する。
  - 4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
    - (1) 学識経験を有する者
    - (2) 関係団体の代表者
    - (3) 関係行政機関の職員
    - (4) 市職員
  - 5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
  - 6 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 7 前各項に定めるもののほか、ネットワークの組織及び運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。  
(さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会)
- 第10条 市教育委員会は、法第14条第3項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会(以下この条において「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。
    - (1) いじめの防止等に関する調査研究
    - (2) いじめの防止等に関する施策の企画、立案及び市教育委員会への提言
    - (3) いじめの事案に関する調査(次号の調査を除く調査で委員会が調査する必要があると市教育委員会が認めるものに限る。)及び市教育委員会へのその結果の報告
    - (4) 重大事態又はいじめ以外の事由により発生した重大事態に相当する事態に係る事実関係を明確にするための調査(第7項において「重大事態等の調査」という。)及び市教育委員会へのその結果の報告
  - 3 委員会は、委員15人以内をもって組織する。
  - 4 委員は、次に掲げる者のうちから、市教育委員会が委嘱し、又は任命する。
    - (1) 学識経験を有する者
    - (2) 関係団体の代表者
    - (3) 関係行政機関の職員
    - (4) 市職員
  - 5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
  - 6 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 7 市教育委員会は、委員会が重大事態等の調査を行うことが困難であると認めるときは、調査専門員を置いて当該重大事態等の調査を行わせることができる。
  - 8 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、市教育委員会が別に定める。
- 附 則  
この条例は、公布の日から施行する。